

業務仕様書

1. 業務名

公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センターフォーラム（以下「フォーラム」という。）広報業務

2. 業務概要

(1) 事前告知の作成及び掲載

①掲載内容

- ・フォーラムの開催について、読者の興味をひくような告知を作成すること
- ・タイトル、開催期日・場所、フォーラムの概要、登壇者、応募方法、連絡先等告知に必要な事項を含めること。

②掲載紙面

日刊新聞である全国紙1紙以上の「夕刊」

③掲載エリア

近畿圏（奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）

④掲載回数及び紙面体裁

掲載回数：複数回

5段以上（モノクロ）

⑤掲載時期

平成28年12月中旬から平成29年1月中旬までの間（具体的な日程は公立大学法人奈良県立大学（以下「大学」という。）と協議すること）

(2) 事後告知の作成および掲載

①掲載内容

- ・2回のフォーラムの内容について、大学との協議の上、より多くの読者の目にとまるように視覚的インパクトを持たせ、読者に読む気を起こさせるような文章構成の採録文を作成すること
- ・タイトル、開催期日・場所、フォーラムの概要、登壇者、発言内容、連絡先等概要周知に必要な事項を含むこと
- ・作成にあたっては、大学側の校正を2回以上受けること

②掲載紙面

日刊新聞である全国紙1紙以上の「夕刊」

③掲載エリア

首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県）、山梨県、静岡県

近畿圏（奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）

中国エリア、四国エリア、中部エリア、九州エリア（左記4エリアについては県数を問わない）

④掲載回数及び紙面体裁

掲載回数：1回以上

全15段（モノクロ）

⑤掲載時期

フォーラム開催日から平成29年3月15日までの間

3. 留意事項

(1) 入札書内訳作成に当たっての留意事項

- ①運営管理費として、見積額の合計10%を限度として計上することができる。なお、管理費には、受託するにあたって発生する通信連絡費及び消耗品を含むものとする。
- ②見積もりに際しては、総価に対する値引き項目として盛り込まないこと。値引きがある場合には、各項目において算出の上、計上すること。

(2) 業務履行に当たっての留意事項

- ①本委託業務により把握した情報は、事前に大学の承諾を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。また、本業務従事者に対し、別に定める別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、秘密の保持、私的流用の禁止等の情報の流出を防止し、適正な情報管理を徹底させること。
- ②受託者は、本委託業務の実施に必要となる物的設備及び人的環境等については、各種関係法令に違反することのないよう留意すること。また、是正すべき事が生じた場合には速やかに大学に報告するとともに、その指示を受け是正すること。
- ③受託者は、本業務終了後、知り得た個人情報等については、他人に漏らすことなく、資料等については破棄すること。
- ④やむを得ない事情により、入札参加申請書類に記載した業務受託体制に変更が生じる場合は、事前に大学の承諾を得ること。
- ⑤本委託業務により制作した成果物にかかる著作権は大学に帰属すること。また、原稿データについては、掲載新聞社への原稿納品とは別に、次の要領により大学へも納品すること。
 - ア. 納品日及び納品場所は、別途協議する。
 - イ. フォントをアウトライン化し、配置画像を埋め込み、EPS形式で1ファイルにまとめる。
 - ウ. アプリケーションは、「Adobe Illustrator」、「Adobe Photoshop」等とする。
 - オ. 1枚のCD-Rにて納品する。

(3) その他

- ①精算に際しては、受託者は業務終了後、速やかに証拠書類を整備し、請求すること。また、仕様書上の項目と証拠書類の照合が平易となるよう留意すること。
- ②本仕様書に記載されていないもの、又は不測の事態への対応については、大学と協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

以 上